

未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る 調査・検討業務 提案募集要項

1 業務の名称

未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査・検討業務

2 業務内容

別紙「未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査・検討業務」委託仕様書（以下「仕様書」という。）参照

3 背景・目的

京都は、1200年を超える悠久の歴史と伝統文化に培われた、世界でも有数の歴史都市であるとともに、世界規模で事業展開する独創的な研究開発型企業や、独自の強みを発揮して国内外で高いシェアを誇る中小企業が多数集積する全国有数のものづくり都市である。近年では、市内中心部において、シェアオフィスの広がりや創造的な企業の進出が見られるなど、企業の新しい動きも活発化している。

その一方で、企業立地の視点から見ると、本市は近隣他府県等と異なり、工場団地等を保有しておらず、市内企業の事業拡大、新たに市内への進出を希望する企業等のニーズに十分応えることができない状況にあるほか、オフィス不足などの課題も顕在化している。

とりわけ、産業用地の確保・創出に向けては、平成28年3月に本市が策定した「京都市産業戦略ビジョン」において、既存企業の事業拡張や新たな企業の誘致を促進するため、都市計画区域内の民有地における用地創出についても検討することとしているところである。

本業務は、20年後、30年後の京都の持続的な成長・発展に向けて、本市の都市の魅力や強み、ポテンシャルなどの都市特性等を踏まえた産業構造のあり方を整理するとともに、京都らしい学術研究・先端産業等の産業集積を図るための産業用地創出の基本的な方向性について調査、検討を行うものである。

4 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていること、又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すること
- (2) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと
- (5) 国税及び京都市税を滞納していないこと

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- (7) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- (8) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと

5 契約条件

- (1) 契約形態 委託契約
- (2) 契約金額の上限 ￥10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成31年3月22日（金）まで
- (4) 成果物納品場所 京都市産業観光局新産業振興室 産業用地創出担当
- (5) 委託料の支払条件
業務を問題なく実施したことを本市が確認した上で一括払いとする。
- (6) その他
 - ア 提案内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り、契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。
 - イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、予め本市の承認を得ることとする。

6 応募手続等

- (1) 提出書類，提出部数

提出書類	様式	提出部数
「未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査・検討業務」提案書	(様式1)	10部（正本1部，副本9部（社名等を伏せたもの））
法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※申込日前3箇月以内に発行されたもの（原本）	—	1部
決算書（直近1年間）	—	1部
応募者の概要がわかるもの（会社案内パンフレット等）	—	1部
実施体制図	(任意様式)	10部
過去5年間の同種又は類似業務実績 (応募者，統括責任者，担当者)	(様式2-1 ～2-3)	10部
ア「京都の産業面からの強み，ポテンシャル等の整理」に係る提案書	(様式3-1)	10部

イ「企業のニーズの整理」に係る提案書	(様式3-2)	10部
ウ「京都の都市特性をいかした産業構造のあり方の検討」に係る提案書	(様式3-3)	10部
エ「産業用地として活用可能な土地の調査」に係る提案書	(様式3-4)	10部
オ「土地の事例検証」に係る提案書	(様式3-5)	10部
カ「民間と行政の役割分担の検討」に係る提案書	(様式3-6)	10部
キ「産業集積を図るエリアの条件の整理」に係る提案書	(様式3-7)	10部
ク「学術研究・先端産業等用地創出に係る本市の基本的な方向性の検討」に係る提案書	(様式3-8)	10部
実施スケジュール	(様式3-9)	10部
見積書	(任意様式)	10部(正本1部, 副本9部(社名等を伏せたもの))

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、以下の書類を各1部ずつ提出すること。

- ・印鑑証明書
- ・納税証明書(国税及び京都市税:平成28・29年度2年分)
- ・水道料金・下水道使用料納付証明書(京都市内に事業所, 事務所等がある場合のみ)

上記は、申込日前3箇月以内に発行されたもの(原本)

- ・誓約書(様式4)

※ 様式3-1~3-9については、定められた様式により作成すること(記載の枠を広げることは構わないが、サイズはA3サイズを上限とする。また、提案内容を補完するための説明図, 写真等を別に添付することも可)。

ただし、A4片面刷り換算で指定様式, 別添資料を含め12枚を上限とする。

※ 見積書について、提案した業務一切に係る積算根拠を明示すること

※ 提出書類(法人登記簿謄本, 決算書, 応募者の概要がわかるものを除く)について、A4サイズに折り畳み, 10部ともクリップ等で仮留めして提出すること

(2) 提出期間 平成30年9月14日(金)から平成30年9月19日(水)まで

※受付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、(2)の提出期限内に必着(書留郵便に限る)。

必ず電話により到達有無の確認を行うこと

※持参の場合、事前に電話連絡すること

(4) 提出場所・問合せ

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地(京都市役所本庁舎1階)

京都市産業観光局新産業振興室 産業用地創出担当(担当:西本,横田)

電話 075-222-4239

FAX 075-222-3331

(5) 募集要項及び仕様書に対する質問期限及び回答

ア 本募集要項及び仕様書に対して質問できる者は、上記「4 参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期間

平成30年9月4日(火)から平成30年9月7日(金)(午後5時)までとする。

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

事前に電話連絡のうえ、質問票(任意様式)に基づき、下記のメールアドレス宛に送付すること

<メールアドレス>

sanshin@city.kyoto.lg.jp

エ 質問に対する回答

すべての質問及び回答については、平成30年9月11日(火)午後5時までに、入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて公開することとする。

<ホームページアドレス>

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

(6) 閲覧資料の閲覧手続及び閲覧期間

ア 閲覧手続

事前に電話連絡のうえ、日時の予約を行うこと

イ 閲覧期間(原則来庁)

平成30年9月4日(火)から平成30年9月19日(水)まで

※閲覧時間は、京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く、

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(7) 注意事項

ア 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる提案

提案が次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる場合がある。なお、

失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ その他

(ア) 提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出書類は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

(オ) 提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出書類に基づいて、審査を行う。審査は非公開とし、審査に関する問い合わせには応じない。

なお、必要に応じて、提案者には、提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、提案者に別途通知する。

(2) 審査基準

評価項目は、「未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査・検討業務」提案書 評価基準表のとおりとし、実務能力及び経験、実施方針、見積金額その他の事情を総合的に評価する。

(3) 受託候補者の選定

審査員全員の評価点の平均が60点を超えた提案者から選定する。

提案者が1社のみでも同様とする。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(5) 公表

参加した事業者及び評価点、その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表するものとする。

(6) 契約

受託候補者に選定された者と契約金額の上限金額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

契約内容については、仕様書及び受託候補者の提案内容に基づくものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。

8 スケジュール（予定）

平成30年9月 3日（月）	公募開始
9月 7日（金）	質問票提出期限
9月11日（火）	質問に対する回答
9月19日（水）	提出書類の提出期限
9月21日（金）以降	提案の審査，受託候補者の選定
9月中	契約締結

9 その他

- （1）委託事業の開始から終了までの間，事業実施方法や進捗状況の確認等，事業の円滑な実施のために，定期的に本市と連絡調整を行うこと
- （2）本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は，協力すること
- （3）本事業を通じて，著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合，その権利は全て本市に帰属するものとする。